

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成○年○月○日、A会社に雇用され、土木作業員として就労していた。
- 2 請求人は、平成○年○月○日、B建設工事共同企業体が元請として施工するC所在のD建設工事において、下請け作業員として就労していたところ、業務中に転倒して負傷した（以下「本件災害」という。）。請求人は、同月○日、E整形外科に受診し「右肋骨不全骨折、右胸部挫傷」と診断され、同年○月○日、F医院に転医し、「右肋骨第7・8・9・10不全骨折、肋間神経痛、腰部打撲傷、腰椎捻挫、右坐骨神経痛、外傷性膝関節症等」と診断された。
- 3 請求人は、上記傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に平成○年○月○日から同年○月○日までの間に係る療養補償給付及び平成○年○月○日から平成○年○月○日までの間に係る休業補償給付の請求をした。しかし、監督署長は、請求人の上記傷病のうち「右胸部挫傷」についてのみ業務上の事由によるものであると認めたものの、当該傷病は平成○年○月○日をもって治癒（症状固定）しているものと判断し、同月○日以降の療養補償給付の請求については治癒後の請求であるとし、また、同年○月○日から同年○月○日までの期間に係る休業補償給付の請求についてはA会社から労災保険給付額を上回る額の賃金が支払われているとして、これらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請

求をしたところ、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人の受傷した傷病のうち「右胸部挫傷」以外の傷病についても業務上の事由によるものであるといえるか。また、請求人の「右胸部挫傷」は平成○年○月○日をもって治癒したとして、同月○日以降の期間に係る療養補償給付を支給しないとした処分が妥当であると認められるか、さらに、同年○月○日から同年○月○日までの期間について労災保険給付額を上回る額の賃金が支払われているとして休業補償給付を支給しない旨の処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の傷病についてみると、F 医院の診療録によれば、請求人は本件災害によって右胸部挫傷以外にも、腰部打撲傷や腰椎捻挫等の傷病を負ったとされているが、Gセンターにおける計○回のCT及びMRI検査結果に基づく所見及び平成○年○月○日付けH医師作成の意見書によれば、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、本件災害との因果関係が認められる傷病は、「右胸部挫傷」(以下「本件傷病」という。)のみであると判断する。

(2) 本件傷病の治癒日については、請求人の症状経過及び医学的見解に鑑みると、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、平成○年○月○日であると判断する。

(3) 上記(1)及び(2)を前提として、請求人の本件処分に係る療養補償給付請求及び休業補償給付請求について検討すると、以下のとおりである。

ア 療養補償給付請求について

請求人の療養補償給付請求は、平成○年○月○日から同年○月○日までの期間についてのものであるところ、本件傷病の治癒日は平成○年○月○日であるから、当該請求には理由がない。

イ 休業補償給付請求について

平成○年○月○日から同年○月○日までの間の休業補償給付請求については、決定書理由に説示するとおり、A会社による請求人に対する賃金補償額が、労災保険給付額を上回るものであるから、当該請求には理由がない。また、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの間の休業補償給付請求については、本件傷病の治癒日が平成○年○月○日であり、治癒後の請求であることから、当該請求にも理由がない。

3 結 論

以上のとおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。